

石川ともひろ衆議院議員の議員辞職を求める決議案の提案説明

ただいま上程いたしました「石川ともひろ衆議院議員の議員辞職を求める決議案」について、自民党県議団を代表して、提案説明をいたします。

本年2月4日、民主党、小沢一郎幹事長の政治資金管理団体「陸山会」による土地購入問題に関連し、同幹事長の秘書当時に、政治資金規正法に係る収支報告書に虚偽の記載を行ったことを問われ、石川ともひろ衆議院議員が逮捕・起訴されるに至りました。

今回の事案は、石川議員が確信犯的に収支報告書に巨額の虚偽記載を行ったもので、政治倫理に係る問題として、言語道断というべき悪質な行為であり、国民の政治への信頼を大きく損ない、断じて見過ごすことの出来ない重大な問題であります。

この事件の深刻さは、石川議員を含め関係者3名が起訴され、資金管理団体の代表者として、政権与党である民主党の小沢一郎幹事長が、二度にわたり東京地方検察庁の聴取を受けるに至ったところにあります。小沢一郎幹事長は嫌疑不十分で不起訴となりましたが、「不起訴イコール潔白」ということではありません。

そもそも、我が国に立憲政治が定着した明治以降の歴史において、政治資金で土地を購入したという例はなく、なぜ、土地を購入しなければならなかったのかという根本にある疑念は深まったままであります。

また、この事件に先立ち、昨年12月には、民主党代表であり、内閣総理大臣の職にある鳩山由紀夫衆議院議員の資金管理団体「友愛政経懇話会」でも、政治資金規正法に抵触する個人献金の虚偽記載が問題となり、元公設第一秘書など、関係者2名が起訴されるに至ったことは、記憶に新しいところであります。

この事件においては、鳩山首相に対して、母親から過去7年で総額約21億6000万円という、「子ども手当」と揶揄された巨額の資金提供が行われていたことが判明し、この事実を知らなかったとする鳩山首相は、遑って7年間分の贈与を修正申告し、6億円を超える贈与税を納付したと聞いております。この7年間、事実において、巨額の脱税を繰り返していたことは、まさに「平成の脱税王」と言うべきもので、誠に由々しき事態であります。国の行政権の最高責任者である首相が税金を払ってこなかったことは、国民の納税意識を著しく低下させるもので、税金を納めて国を支えてきた国民の気持ちをどう考えているのでしょうか。常識ある者の感覚では、決して許される事態ではなく、多くの正直な納税者に対して、恥ずべきものであります。

民主党国会議員の政治資金に係わる事件としては、現在、北海道5区選出の小林ちよみ衆議院議員に、昨年8月の選挙に係る違法な政治資金を提供した疑いで、北海道教職員組合に対して、札幌地方検察庁の強制捜査が行われております。

おかしいことに、こうした事件が次々と発覚しながら、民主党内では、これを質（ただ）そうとする動きが、全くと言ってよいほど見られず、政党としての自浄機能を、完全に失っています。

民主党内の民主主義が全く機能していないことに、国民の多くが不満を抱き、憤りを感じていることは、各種の世論調査の結果からも明らかであります。

現在、国会では、来年度当初予算案や税制関連法案、その他重要議案が審議されており、大

変重要な時期であります。

そうした中、石川衆議院議員は、「民主党にこれ以上迷惑をかけてはいけない」という理由で離党しましたが、本当に迷惑を被っている国民に対する責任を考えていないことは明白であります。石川衆議院議員のかかる態度、発言は、国民の負託に応えて、国民福祉の増進を第一に考え、地域の声に謙虚に耳を傾け、真摯な政治活動に地道に取り組んでいる多くの議員を冒瀆するものであります。

石川衆議院議員が、国民に政治不信を招いた大きな責任を「離党」で済ませようと考えていることは問題であり、責任は極めて重大であると断ぜざるを得ません。

また、民主党内には、石川議員に関して、秘書当時のことと、国会議員になってからの話は別で、議員を辞職する必要はないとする趣旨の発言があったと報道されており、こうした政治家の出处進退の重要性をわきまえず、仲間かわいさの発言がまかり通る党の体質も決して見過ごすことはできないものであります。

果たして、この容疑事実が前回総選挙前に明らかになっていたら、有権者が石川議員に貴重な一票を投じたでしょうか、私は、決して、そうではなかったと思います。

司法のルールには、「疑わしきは罰せず」という原則があることは、十分に承知しておりますが、政治家にあっては、主権者たる国民の声に応えられない者が議席を去るのは当然であります。だからこそ、ひとたび国民から疑問の声が上がれば、政治家には、自ら真実を明らかにし、疑念を払拭するために積極的に情報を開示し、説明責任を果たしていくという、高い倫理観が常に求められているものと思います。

国民の負託を受けた国会議員として、刑事責任は問われなくとも、政治的・道義的責任は、決して、免れるものではありません。

衆参両院において議決された政治倫理綱領の中に、「政治倫理の確立は、議会政治の根幹である。われわれは、主権者たる国民から国政に関する権能を信託された代表であることを自覚し、政治家の良心と責任感をもって政治活動を行い、いやしくも国民の信頼にもとることがないよう努めなければならない」とした上で、「われわれは、政治倫理に反する事実があるとの疑惑をもたれた場合には、自ら真摯な態度をもって、疑惑を解明し、その責任を明らかにするよう努めなければならない。」とあります。

石川議員の身の処し方は、この政治倫理綱領の中で高らかに謳われている崇高な理念から、およそかけ離れていることは、誰の目から見ても、明らかであります。

したがって、「開かれた議会」「県民から信頼される議会」を目指して、日々、取り組みを重ねてきた神奈川県議会としては、このように政治倫理にもとる事件を決して見過ごすべきではないとの、やむにやまれぬ思いから、国民の信頼を著しく損ねた「石川ともひろ衆議院議員の議員辞職を求める決議案」を提案した次第であります。

よって、自らの政治的良心にしたがって、何とぞ、御賛同を賜りますようお願い申し上げ、提案説明といたします。